

ウイルスチェックサービス利用規約

実施 平成13年4月6日

目次

第1章 総則

- 第1条 本規約の目的
- 第2条 本規約の範囲
- 第3条 本規約の変更
- 第3条の2 本規約の公表
- 第4条 定義

第2章 ウイルスチェックサービスの種類等

- 第5条 ウイルスチェックサービスの種類

第3章 ウイルスチェックサービスの提供

- 第6条 ウイルスチェックサービスの提供範囲

第4章 契約

第1節 第1種ウイルスチェックサービスに係る契約

- 第7条 契約の単位
- 第8条 第1種契約申込みの方法
- 第9条 第1種契約申込みの承諾
- 第9条の2 種類の変更
- 第10条 届出事項の変更
- 第11条 第1種契約者の地位の承継
- 第12条 第1種契約者の氏名等の変更の届出
- 第13条 第1種契約に基づく権利の譲渡
- 第14条 第1種契約者が行う第1種契約の解除
- 第15条 当社が行う第1種契約の解除

第2節 削除

- 第16条 削除
- 第17条 削除
- 第18条 削除
- 第19条 削除
- 第20条 削除
- 第21条 削除

第3節 削除

- 第21条の2 削除
- 第21条の3 削除
- 第21条の4 削除
- 第21条の5 削除
- 第21条の6 削除

第3節の2 第4種ウイルスチェックサービスに係る契約

- 第21条の7 削除
- 第21条の8 契約の単位
- 第21条の9 第4種契約申込みの方法
- 第21条の10 第4種契約申込みの承諾
- 第21条の11 区分の変更
- 第21条の12 当社が行う第4種契約の解除
- 第21条の13 その他の提供条件

第3節の3 削除

- 第21条の14 削除
- 第21条の15 削除
- 第21条の16 削除
- 第21条の17 削除
- 第21条の18 削除

第3節の4 第6種ウイルスチェックサービスに係る契約

- 第21条の19 契約の単位
- 第21条の20 第6種契約申込みの方法
- 第21条の21 第6種契約申込みの承諾
- 第21条の22 区分の変更
- 第21条の23 当社が行う第6種契約の解除
- 第21条の24 その他の提供条件

第3節の5 第7種ウイルスチェックサービスに係る契約

- 第21条の25 契約の単位
- 第21条の26 第7種契約申込みの方法
- 第21条の27 第7種契約申込みの承諾
- 第21条の28 当社が行う第7種契約の解除
- 第21条の29 その他の提供条件

第4節 オンラインスキャンプログラムに係る契約

- 第22条 契約の単位
- 第23条 オンラインスキャンプログラムの申込
- 第24条 利用申込の承諾
- 第25条 オンラインスキャンプログラムの内容変更

第5章 禁止行為

- 第26条 削除
- 第27条 著作権等

第6章 利用中止等

- 第28条 利用中止
- 第29条 利用停止
- 第30条 接続休止
- 第31条 利用の制限

第7章 料金等

- 第32条 料金及び工事に関する費用
- 第33条 利用料金の支払い義務
- 第34条 工事費の支払い義務
- 第34条の2 料金の計算方法等
- 第34条の3 割増金
- 第34条の4 延滞利息

第8章 損害賠償

- 第35条 責任の制限

第9章 雑則

- 第36条 利用に係る契約者の義務
- 第37条 契約者に対する通知
- 第38条 法令に規定する事項
- 第39条 紛争の解決
- 第40条 閲覧

第 10 章 附帯サービス

第 41 条 利用権に関する事項の証明

料金表

通則

第 1 表 料金

第 2 表 工事に関する料金

附則

■ウイルスチェックサービス利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。以下同じとします。）が提供するウイルスチェックサービスの利用について定めます。

2 ウイルスチェック契約者（以下「契約者」といいます。以下同じとします。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間のウイルスチェックサービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社がウイルスチェックサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するウイルスチェックサービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。

2 本規約の変更は、契約者に通知された時に効力を生じるものとします。

(本規約の公表)

第3条の2 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
1 ウイルスチェックサービス	当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフト又はオンラインスキャンプログラムにより、電子メールメッセージの添付ファイル等又は自営端末設備に含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除するサービス
2 ウイルスチェックサービス取扱所	(1) ウイルスチェックサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりウイルスチェックサービスに関する契約事務を行う者の事業所
3 コンピュータウイルス	第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、次の機能を一つ以上有するもの。 (1) 自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能。 (2) 潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能。 (3) 発病機能 プログラム、データ等のファイルの破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能。
4 オンラインスキャンプログラム	ホスティング契約者が、本規約第5条に規定する当社が別に定めるホームページに接続しダウンロードする、ウイルス検知、駆除用のプログラム
5 ウイルスチェック契約	当社からウイルスチェックサービスを受けるための契約

約	
6 ウイルスチェック契約者	当社とウイルスチェック契約を締結している者
7 第1種契約	当社から第1種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
8 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
9 第4種契約	当社から第4種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
10 第4種契約者	当社と第4種契約を締結している者
11 第6種契約	当社から第6種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
12 第6種契約者	当社と第6種契約を締結している者
13 第7種契約	当社から第7種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
14 第7種契約者	当社と第7種契約を締結している者
15 オンラインスキャンプログラム契約	当社からオンラインスキャンプログラムサービスを受けるための契約
16 オンラインスキャンプログラム契約者	当社とオンラインスキャンプログラム契約を締結している者
17 ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの
18 ホスティングサービス	当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第1種ホスティングサービス、第2種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス及び第8種ホスティングサービス
19 ホスティング契約	当社からホスティングサービスの提供を受けるための契約
20 ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者
21 ホスティング契約者識別符号	ホスティング契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、ホスティング契約に基づいて当社がホスティング契約者に割り当てるもの

第2章 ウイルスチェックサービスの種類等

(ウイルスチェックサービスの種類)

第5条 ウイルスチェックサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種ウイルスチェックサービス	第1種ホスティング契約（メールホスティングサービスに係る契約に限ります。）に対して提供するもの
第4種ウイルスチェックサービス	第2種ホスティング契約に対して提供するもの
第6種ウイルスチェックサービス	第4種ホスティング契約に対して提供するもの
第7種ウイルスチェックサービス	第8種ホスティング契約に対して提供するもの
オンラインスキャンプログラムサービス	オンラインスキャンプログラム契約者が、自営端末設備に含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除するために、本規約第6条に規定する当社が別に定めるホームページに接続して提供するウイルスチェックサービス

第3章 ウイルスチェックサービスの提供

(ウイルスチェックサービスの提供範囲)

第6条 当社は、ウイルスチェックサービスに係る電子メールメッセージ等の送信又は受信の際、当該電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」と言います。以下同じとします。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

2 オンラインスキャンプログラムは、ホスティング契約者が、当社が別に定めるホームページに接続し、自営端末設備にダウンロードすることにより、自営端末設備に現に存在するウイルスについて検知、駆除を行うことを可能とするものです。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除実施時における当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

3 前項の場合、検知及び駆除の対象となる契約者の設置する自営端末設備内のファイルの状態、自営端末設備の種類又はその他の理由により、自営端末設備にダウンロードできない場合があります。

4 オンラインスキャンプログラムは、ホスティング契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」又は「Email Security Platform for Service Provider」とします。

(注) 本条第1項及び第2項に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、ウイルスチェックサービスにおいて検知、駆除可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/>

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるホームページのURLは下記の通りとします。

URL: <http://www.ocn.ne.jp/>

第4章 契約

第1節 第1種ウイルスチェックサービスに係る契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1の独自ドメイン名（第1種ホスティング契約（メールホスティングサービスに係る契約に限り、以下この節において同じとします。）に係るものに限り、）につき1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は、1の第1種契約につき1人に限ります。

(第1種契約申込みの方法)

第8条 第1種契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の申込書に必要事項を記載し、契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に申し込むものとします。当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(第1種契約申込みの承諾)

第9条 当社は第1種契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第1種契約の申込みをした者がその契約に係る第1種ホスティング契約者と同一の者とならないと

き。

- (2) 第1種ウイルスチェックサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第1種契約の申込みをした者がIP通信網サービス又は第1種ウイルスチェックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第1種契約の申込みをした者が、第29条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービス若しくは第1種ウイルスチェックサービスの利用を停止されている又はIP通信網契約若しくは第1種契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第1種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
- (6) 第1種契約の申込みをした者が、第5章禁止行為に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (7) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（種類の変更）

第9条の2 第1種契約者は、第1種契約に係る種類の変更（第1種契約及び第3種契約の相互間の変更に係るものに限ります。）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（第1種契約申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。

（届出事項の変更）

第10条 第1種契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

（第1種契約者の地位の承継）

第11条 第13条（第1種契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併により第1種契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

（第1種契約者の氏名等の変更）

第12条 第1種契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（第1種契約に基づく権利の譲渡）

第13条 利用権（ウイルスチェック契約者がウイルスチェック契約に基づいてウイルスチェックサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、そのウイルスチェック契約に係る第1種ホスティング契約者と同一の者とならないとき。
 - (2) 前項に規定する書面に虚偽の事項を記載し若しくは記入漏れがある場合又はその添付書類に不備がある場合。
 - (3) 利用権を譲り受けようとする者が、ウイルスチェックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、ウイルスチェック契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第1種契約者が行う第1種契約の解除)

第14条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、ウイルスチェックサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第15条 当社は、第29条（利用停止）の規定により第1種ウイルスチェックサービスの利用停止をされた第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解除することがあります。

2 当社は、第1種契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種ウイルスチェックサービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第2節 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第3節 削除

第21条の2 削除

第21条の3 削除

第21条の4 削除

第21条の5 削除

第21条の6 削除

第3節の2 第4種ウイルスチェックサービスに係る契約

第21条の7 削除

(契約の単位)

第21条の8 当社は、1の第2種ホスティング契約につき1の第4種契約を締結します。この場合、第4

種契約者は、1の第4種契約につき1人に限ります。

(第4種契約申込みの方法)

第21条の9 第4種契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、次に掲げる事項について記載した申込書を契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に提出して頂きます。

- (1) 第4種ウイルスチェックサービスに係る区別及び区分
 - (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(第4種契約申込みの承諾)

第21条の10 当社は第4種契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第4種契約の申込みをした者がその契約に係る第2種ホスティング契約者と同一の者とならないとき。
 - (2) 第4種ウイルスチェックサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 第4種契約の申込みをした者がIP通信網サービス又は第4種ウイルスチェックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第4種契約の申込みをした者が、第29条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービス若しくは第4種ウイルスチェックサービスの利用を停止されている又はIP通信網契約若しくは第4種契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第4種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
 - (6) 第4種契約の申込みをした者が、第5章禁止行為に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
 - (7) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(区分の変更)

第21条の11 第4種契約者は、第4種契約に係る区分の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第21条の10（第4種契約申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。

(当社が行う第4種契約の解除)

第21条の12 当社は、第29条（利用停止）の規定により第4種ウイルスチェックサービスの利用停止をされた第4種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第4種契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第4種契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第4種ウイルスチェックサービスの利用停止をしないでその第4種契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項のほか、次の場合は、その第4種契約を解除することがあります。
- (1) 第4種契約に係る第2種ホスティング契約が解除された場合。
 - (2) 第4種契約に係る第2種ホスティングサービスに係る区分が変更された場合。
- 4 当社は、前3項の規定により、その第4種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第21条の13 届出事項の変更、第4種契約者の地位の承継、第4種契約者の氏名等の変更、第4種契約に

基づく権利の譲渡及び第4種契約者が行う第4種契約の解除に関する取扱いについては、第1種契約の場合に準じるものとします。

第3節の3 削除

- 第21条の14 削除
- 第21条の15 削除
- 第21条の16 削除
- 第21条の17 削除
- 第21条の18 削除

第3節の4 第6種ウイルスチェックサービスに係る契約

(契約の単位)

第21条の19 当社は、1の第4種ホスティング契約につき1の第6種契約を締結します。この場合、第6種契約者は、1の第6種契約につき1人に限ります。

(第6種契約申込みの方法)

第21条の20 第6種契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、次に掲げる事項について記載した申込書を契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に提出して頂きます。

- (1) 第6種ウイルスチェックサービスに係る区分
 - (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(第6種契約申込みの承諾)

第21条の21 当社は第6種契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第6種契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第6種契約の申込みをした者がその契約に係る第4種ホスティング契約者と同一の者とならないとき。
 - (2) 第6種ウイルスチェックサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 第6種契約の申込みをした者がIP通信網サービス又は第6種ウイルスチェックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第6種契約の申込みをした者が、第29条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービス若しくは第6種ウイルスチェックサービスの利用を停止されている又はIP通信網契約若しくは第6種契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第6種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
 - (6) 第6種契約の申込みをした者が、第5章禁止行為に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
 - (7) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(区分の変更)

第21条の22 第6種契約者は、第6種契約に係る区分の変更（プラン1、プラン2及びプラン3の相互間に係るものに限ります。）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第21条の21（第6種契約申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。

(当社が行う第6種契約の解除)

第21条の23 当社は、第29条(利用停止)の規定により第6種ウイルスチェックサービスの利用停止をされた第6種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第6種契約を解除することがあります。

2 当社は、第6種契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第6種ウイルスチェックサービスの利用停止をしないでその第6種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項のほか、次の場合その第6種契約を解除することがあります。

(1) 第6種契約に係る第4種ホスティング契約が解除された場合。

(2) 第6種契約に係る第4種ホスティングサービスに係る区分が変更された場合。

4 当社は、前3項の規定により、その第6種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第6種契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第21条の24 届出事項の変更、第6種契約者の地位の承継、第6種契約者の氏名等の変更、第6種契約に基づく権利の譲渡及び第6種契約者が行う第6種契約の解除に関する取扱いについては、第1種契約の場合に準ずるものとします。

第3節の5 第7種ウイルスチェックサービスに係る契約

(契約の単位)

第21条の25 当社は、1の第8種ホスティング契約につき1の第7種契約を締結します。この場合、第7種契約者は、1の第7種契約につき1人に限ります。

(第7種契約申込みの方法)

第21条の26 第7種契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、申込みの内容を特定するために必要な事項について記載した申込書を契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に提出して頂きます。

2 当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(第7種契約申込みの承諾)

第21条の27 当社は第7種契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第7種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第7種契約の申込みをした者がその契約に係る第8種ホスティング契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第7種ウイルスチェックサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第7種契約の申込みをした者がIP通信網サービス又は第7種ウイルスチェックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第7種契約の申込みをした者が、第29条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービス若しくは第7種ウイルスチェックサービスの利用を停止されている又はIP通信網契約若しくは第7種契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第7種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。

(6) 第7種契約の申込みをした者が、第5章(禁止行為)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(7) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(当社が行う第7種契約の解除)

第21条の28 当社は、第29条（利用停止）の規定により第7種ウイルスチェックサービスの利用停止をされた第7種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第7種契約を解除することがあります。

2 当社は、第7種契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第7種ウイルスチェックサービスの利用停止をしないでその第7種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項のほか、第7種契約に係る第8種ホスティング契約が解除された場合その第7種契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により、その第7種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第7種契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第21条の29 届出事項の変更、第7種契約者の地位の承継、第7種契約者の氏名等の変更、第7種契約に基づく権利の譲渡及び第7種契約者が行う第7種契約の解除に関する取扱いについては、第1種契約の場合に準ずるものとします。

第4節 オンラインスキャンプログラムに係る契約

(契約の単位)

第22条 当社は、1のホスティング契約者識別番号につき1のオンラインスキャンプログラム契約を締結します。

(オンラインスキャンプログラム契約の申込み)

第23条 オンラインスキャンプログラム契約の提供を受けることを希望する者は、オンラインスキャンプログラム契約の申込みのつど、第6条第2項に規定するホームページに接続し、本規約の内容に同意していただきます。

(利用申込みの承諾)

第24条 当社は第23条に規定するオンラインスキャンプログラム契約の申込みがあった場合には、申込みのつど、承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、オンラインスキャンプログラム契約の申込みをした者が次のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことがあります。

(1) オンラインスキャンプログラム契約の申込みをした者がホスティング契約者でないとき。

(2) オンラインスキャンプログラムを提供する当社又は当社が別に定める者の電気通信設備上又は業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき。

(3) その他、オンラインスキャンプログラム契約の申込みをした者が本プログラムを利用することについて不適当であるとき。

(オンラインスキャンプログラム契約の内容変更)

第25条 当社は、必要に応じてホスティング契約者の許諾を得ることなく、オンラインスキャンプログラム契約の内容変更を行うことができるものとします。この場合、当社はホスティング契約者にその変更の内容について通知します。

第5章 禁止行為

(営業活動の禁止)

第26条 削除

(著作権等)

第27条 ウイルスチェックサービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱いマニュアル等を含みます）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社が別に定める者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) ウイルスチェックサービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- (5) 本条の規定は、ウイルスチェックサービス利用契約の終了後も効力を有するものとします。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第28条 当社は、次の場合には、ウイルスチェックサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) ウイルスチェックサービスに係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
- (4) ウイルスチェックサービスが正常に動作せず、ウイルスチェックサービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。

2 当社は、前項の規定によりウイルスチェックサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、ウイルスチェックサービスの利用を停止する事があります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) IP通信網サービスに係る料金の支払いがないとき。
- (3) 第10条（届出事項の変更）、第27条（著作権等）又は第36条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、この規約に反する行為であって、ウイルスチェックサービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりウイルスチェックサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第30条 当社は、当社が別に定めるソフトウェアを提供する会社が事業の休止等により、契約者がウイルスチェックサービスを全く利用できなくなったときは、ウイルスチェックサービスについて接続休止（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのウイルスチェックサービスについて、契約者からウイルスチェック契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

(利用の制限)

第31条 当社は、IP通信網サービス契約約款に規定する通信利用の制限等があったときは、ウイルスチェックサービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を制限する事をいいます。）を行うことがあります。

第7章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供するウイルスチェックサービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する利用料金とします。

- 2 当社が提供するウイルスチェックサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2（工事に関する費用）に定めるところによります。

(利用料金の支払い義務)

第33条 当社が提供するウイルスチェックサービスの料金は、利用料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 契約者は、その契約に基づいて当社がウイルスチェックサービスの提供を開始した日（第7種ウイルスチェックサービスにあつては、提供を開始した日とそのホスティングサービスの提供を開始した日が同一の料金月に属する場合は翌料金月の初日とします。）から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。
- 3 前項の期間において、ウイルスチェックサービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用停止があつたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ウイルスチェックサービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのウイルスチェックサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのウイルスチェックサービスについての料金。
2 当社の故意又は重大な過失によりそのウイ	そのことを当社が知った時刻の利用できなかった時

ルスチェックサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	間について、その時間に対応するそのウイルスチェックサービスに関する料金
3 ウイルスチェックサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するそのウイルスチェックサービスについての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 前項の場合において、1以上の料金月（1の歴月の起算日（当社が契約毎に定める毎歴月の一定の日をいいます。）から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（工事費の支払義務）

第34条 ウイルスチェック契約の申込み又は種類若しくは区分の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等あったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第34条の2 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第34条の3 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第34条の4 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第8章 損害賠償

（責任の制限）

第35条 当社は、ウイルスチェックサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのウイルスチェックサービスが全く利用できない状態（ウイルスチェックサービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社はウイルスチェックサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償

します。

- 3 契約者がウイルスチェックサービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 4 当社は、ウイルスチェックサービスの利用により生じる結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、ウイルスチェックサービスの提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
- 5 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりウイルスチェックサービスを提供しなかったときは、第2項の規定は適用しません。

第9章 雑則

（利用に係る契約者の義務）

第36条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
 - (2) ウイルスチェックサービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (3) 第三者になりすましてウイルスチェックサービスを利用する行為をしないこと。
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (7) その他、法令、この契約約款若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (8) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反してウイルスチェックサービスに係る当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（契約者に対する通知）

第37条 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メール宛てに電子メールを送信し、あるいはFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、契約者の電子メール又はFAXへの当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物を契約者の住所に発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項(1)乃至(4)手続により書面に代えることができるものとします。

（法令に規定する事項）

第38条 ウイルスチェックサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第38条の2 当社は、ウイルスチェックサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

(紛争の解決)

第39条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

(閲覧)

第40条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第10章 附帯サービス

(利用権に関する事項の証明)

第41条 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア ウイルスチェック契約の申込みの承諾年月日

イ ウイルスチェック契約者(ウイルスチェック契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、第11条の規定による代表者とします。)の氏名、名称又は住所若しくは居所

ウ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

エ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

オ 差押(滞納処分(国税徴収法(昭和34年法律第147号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。))によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。)、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ その他当社が別に定める事項

- 2 利害関係人が前項の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に提出していただきます。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
ただし、料金表の適用において別段の定めがある場合には、この限りではありません。
 - (1) 料金月の初日以外の日にはウイルスチェックサービスの提供の開始又は契約の解除があったとき。
 - (2) 料金月の初日にウイルスチェックサービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
 - (3) 第33条（利用料金の支払義務）第3項第3号の表の規定に該当するとき。
- 3 利用料金の日割は暦日数により行い、5の規定による利用料の日割は料金月の日数により行います。
この場合、第33条第3項の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 利用料金のうち利用料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するウイルスチェックサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金等の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(前受金)
- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 10に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
(消費税相当額の加算)
- 11 第33条（利用料金の支払い義務）から第34条（工事費の支払い義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。
上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。
(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、カッコ内の料金額は、税込価格を表示します。

第1表 料金

1 第1種契約に係るもの

1-1 適用

第1種契約に係る利用料金については、登録可能メールアドレス数（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）10までごとに適用します。

1-2 料金額

区 分	単 位	料金額
ウイルスチェックサービスに係る登録可能メールアドレス数（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）	10までごとに月額	3,000円（3,240円）

2 削除

3 削除

4 オンラインスキャンプログラム契約に係るもの

4-1 適用

オンラインスキャンプログラム契約に係る利用料金については、ホスティング契約者等識別符号ごとに適用します。

4-2 料金額

区 分	料 金 額
ホスティング契約者識別符号ごとに	—

5 第4種契約に係るもの

5-1 適用

(1) 第4種ウイルスチェックサービスの区別及び区分に関する料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第4種ウイルスチェックサービスの区別を定めます。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>第4種契約に係る第2種ホスティングサービスにおけるオペレーションシステムがFreeBSDのもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスにおけるオペレーションシステムがFreeBSDのもの			
	区 別	内 容						
	タイプ1	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスにおけるオペレーションシステムがFreeBSDのもの						
イ 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第4種ウイルスチェックサービスの区分を定めます。 タイプ1のもの								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン1のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン2のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン3のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン1のもの	プラン2	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン2のもの	プラン3	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン3のもの
区 分	内 容							
プラン1	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン1のもの							
プラン2	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン2のもの							
プラン3	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン3のもの							
備考								
1	第4種ウイルスチェックサービスにおいて利用する事ができる電子メールのサーバソフト							

<p>ウェアは、Sendmail 社の Sendmail とします。</p> <p>2 第 4 種契約者は、次の場合、第 4 種ウイルスチェックサービスの利用ができないことがあります。</p> <p>(1) 第 4 種契約者が 1 に定めるサーバソフトウェア以外のソフトウェアを利用した場合。</p> <p>(2) Sendmail.cf ファイルを第 4 種契約者が自ら変更した場合。</p> <p>3 当社は、2 の規定により、その第 4 種ウイルスチェックサービスを利用することができなかったことにより発生した一切の損害について負担しないものとします。</p>

5-2 料金額 (タイプ 1 に係るもの)

区 分	単 位	料 金 額
プラン 1	1 のプランごとに月額	10,000 円 (10,800 円)
プラン 2	1 のプランごとに月額	20,000 円 (21,600 円)
プラン 3	1 のプランごとに月額	30,000 円 (32,400 円)

6 第 6 種契約に係るもの

6-1 適用

区 分	内 容										
(1) 第 6 種ウイルスチェックサービスの区分に関する料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第 6 種ウイルスチェックサービスの区分を定めます。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン 1</td> <td>第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 1 のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン 2</td> <td>第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 2 のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン 3</td> <td>第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 3 のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン 4</td> <td>第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン P S のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン 1	第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 1 のもの	プラン 2	第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 2 のもの	プラン 3	第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 3 のもの	プラン 4	第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン P S のもの
	区 分	内 容									
	プラン 1	第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 1 のもの									
	プラン 2	第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 2 のもの									
プラン 3	第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン L 3 のもの										
プラン 4	第 6 種契約に係る第 4 種ホスティングサービスの区分がプラン P S のもの										

備考

- 1 第 6 種ウイルスチェックサービスにおいて利用することができる電子メールのサーバソフトウェアは、Sendmail 社の Sendmail とします。
- 2 第 6 種契約者は、次の場合、第 6 種ウイルスチェックサービスの利用ができないことがあります。
 - (1) 第 6 種契約者が 1 に定めるサーバソフトウェア以外のソフトウェアを利用した場合。
 - (2) Sendmail.cf ファイルを第 6 種契約者が自ら変更した場合。
- 3 当社は、2 の規定により、その第 6 種ウイルスチェックサービスを利用することができなかったことにより発生した一切の損害について負担しないものとします。

6-2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン 1	10,000 円 (10,800 円)
プラン 2	20,000 円 (21,600 円)
プラン 3	30,000 円 (32,400 円)
プラン 4	360,000 円 (388,800 円)

7 第7種契約に係るもの

7-1 適用

- (1) 当社は、1の第7種契約ごとに7-2（料金額）に規定した基本額を適用します。
- (2) 第7種ウイルスチェックサービスにおいて利用することができる電子メールのサーバソフトウェアは、Postfixとします。
- (3) 第7種契約者は、次の場合、第7種ウイルスチェックサービスの利用ができないことがあります。
 - ア 第7種契約者が(2)に定めるサーバソフトウェア以外のソフトウェアを利用した場合。
 - イ main.cf ファイルを第7種契約者が自ら変更した場合。
- (4) 当社は、(3)の規定により、その第7種ウイルスチェックサービスを利用することができなかったことにより発生した一切の損害について負担しないものとします。

7-2 料金額

区 分	単 位	料金額
基本額	1の契約ごとに月額	10,000円（10,800円）

第2表 工事に関する費用（工事費）

1 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費の適用	ウイルスチェックサービスに設置されるサーバ等の設備において工事を要する場合に適用します。
(3) ウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例	ウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事とホスティングサービスの利用の開始に関する工事を同時に施工する場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、IP通信網サービス契約約款の料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによるものとしします。
(4) 工事費の減額適用	当社は、(1)又は(2)欄の規定による場合のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

区 分		単 位	工事費の額
ネットワ ーク工事 費	(ア) 第1種契約の利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000円（2,160円）
	(イ) 第4種契約の利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000円（4,320円）
	(ウ) 第6種契約の利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000円（4,320円）
	(エ) 第7種契約の利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000円（4,320円）

附 則

この規約は、平成13年5月11日から実施します。
ただし、料金額については、平成13年7月1日より適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年6月19日より実施します。
ただし、第2種契約に係る料金の適用については、平成14年9月1日より適用することとします。

(経過措置)

- 2 この規約実施の際現に、旧規約の規定により締結している次の表の左欄の契約については、この規約実施の日において、それぞれこの規約の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

ウイルスチェック契約	第1種契約
------------	-------

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じたウイルスチェックサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったウイルスチェックサービスに関する料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年9月25日より実施します。
ただし、この改正規定中、次に掲げる部分については、それぞれ次に掲げる日から実施します。

- (1) 第3種契約の追加に係る部分
平成14年10月2日
(2) 第3種契約の利用料金の適用に係る部分
平成15年1月1日

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年2月1日より実施します。
ただし、平成15年2月1日から平成15年4月30日の間に、第2種契約の申込みをした者に係る工事料金については、当該申込みに係る料金の適用をしないものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた第2種契約に関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった第2種契約に関する料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月4日より実施します。
ただし、この改正規定中、第4種ウイルスチェックサービスのカテゴリー1に係る利用料金については、平成16年2月1日から適用します。

附 則

(実施期日)

この改正は、平成16年2月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 1 月 17 日より実施します。
- 2 平成 17 年 1 月 17 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に IP 通信網サービス契約約款に規定する、第 1 種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ 1 のプラン 2 からプラン 4 に限ります。）又は第 2 種ホスティングサービス（カテゴリー 1 のものに限ります。）の利用の開始と同時に第 1 種契約、第 3 種契約又は第 4 種契約（カテゴリー 1 のものに限ります。）の申込みの請求を行った場合であって、その利用の開始が平成 17 年 4 月 28 日までに行われた場合には、料金表第 2 表に規定する工事費から次の額を減額して適用します。

減額の対象		減額される料金額
第 1 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関わる工事費	1,000円 (1,050円)
第 3 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関わる工事費	1,000円 (1,050円)
第 4 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関わる工事費	3,000円 (3,150円)

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 6 月 15 日から実施します。
- 2 平成 17 年 6 月 15 日から平成 17 年 9 月 30 日までの間に IP 通信網サービス契約約款に規定する、第 1 種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ 1 のプラン 5 からプラン 7 に限ります。）又は第 2 種ホスティングサービス（カテゴリー 1 のものに限ります。）の利用の開始と同時に第 1 種契約、第 3 種契約又は第 4 種契約（カテゴリー 1 のものに限ります。）の申込を行った場合であって、その利用の開始が平成 17 年 10 月 31 日までに行われた場合には、料金表第 2 表に規定する工事費から次の額を減額して適用します。

減額の対象		減額される料金額
第 1 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関わる工事費	1,000円 (1,050円)
第 3 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関わる工事費	1,000円 (1,050円)
第 4 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関わる工事費	3,000円 (3,150円)

附 則 (平成 17 年 7 月 27 日 BB 第 70 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)

- 2 この附則実施の際現に、ウイルスチェックサービス利用規約で提供する次の表の左欄の契約者は、当社が提供するメールゲートウェイサービス利用規約の規定により、同表の右欄の契約を開始するものとします。

ウイルスチェックサービス利用規約 第2種契約	メールゲートウェイサービス利用規約 メールゲートウェイ契約
---------------------------	----------------------------------

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成18年2月24日BBマ第318号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。
- 2 平成18年3月1日から平成18年5月31日までの間にIP通信網サービス契約約款に規定する、第1種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7に係るものに限ります。）又は第2種ホスティングサービス（カテゴリー1のものに限ります。）の利用の開始と同時に第3種契約又は第4種契約（カテゴリー1のものに限ります。）の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成18年6月30日までに行われた場合には、料金表第2表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
第3種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,000円（1,050円）
第4種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	3,000円（3,150円）

附 則（平成18年2月24日BBマ第318号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年3月24日から実施します。
- 2 平成18年3月24日から平成18年5月31日までの間にIP通信網サービス契約約款に規定する、第3種ホスティングサービスの利用の開始と同時に第5種契約の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成18年6月30日までに行われた場合には、料金表第2表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
第5種契約	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円（1,050円）

- 3 平成18年3月24日から平成18年5月31日までの間にIP通信網サービス契約約款に規定する、第1種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービスのプラン2に係るものに限ります。）からの第1種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスのプラン6若しくはプラン7に係るものに限ります。）への区分の変更の請求、又は第1種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービスのプラン3に係るものに限ります。）からの第1種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスのプラン7に係るものに限ります。）への区分の変更の請求と同時に第3種契約の申込又は区分の変更の請求を行った場合であって、当社がその申込又は区分の変更の請求を承諾し、その利用の開始又は区分の変更が平成18年6月30日までに行われた場合には、料金表第2表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分	料金額

第3種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円 (1,050円)
	区分の変更に係る工事の場合	1,000円 (1,050円)

附 則 (平成 18 年 9 月 13 日 BB ㊦ 第 258 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 9 月 16 日から実施します。

附 則 (平成 18 年 10 月 31 日 BB ㊦ 第 352 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 19 年 1 月 29 日 BB ㊦ 第 376 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

2 平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 5 月 31 日までの間に IP 通信網サービス契約約款に定める第 1 種ホスティングサービスのメールホスティングサービス若しくはメール・ウェブホスティングサービス (タイプ 1 のプラン 5 からプラン 7 までのものに限りします。)、第 2 種ホスティングサービス又は第 3 種ホスティングサービスの利用の開始と同時に第 1 種契約、第 3 種契約、第 4 種契約又は第 5 種の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 19 年 6 月 29 日までに行われた場合には、料金表第 2 表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
第 1 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円 (1,050円)
第 3 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円 (1,050円)
第 4 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関する工事の場合	3,000円 (3,150円)
第 5 種契約	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関する工事の場合	1,000円 (1,050円)

附 則 (平成 19 年 3 月 26 日 BB ㊦ 第 586 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 17 日から実施します。

2 平成 19 年 4 月 17 日から平成 19 年 6 月 29 日までの間に第 3 種契約又は第 5 種の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始又は種類又は区分の変更等が平成 19 年 7 月 31 日までに行われた場合には、料金表第 2 表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
基本工事費		1,000円 (1,050円)
交換機等工事費	第 3 種契約の利用の開始に関する工事の場合	1,000円 (1,050円)

	第1種、第3種又は第5種契約に係る種類の変更に係る工事の場合	1,000円(1,050円)
	第5種契約の利用の開始に関する工事の場合	1,000円(1,050円)

- 3 平成19年4月17日から平成19年6月29日までの間にIP通信網サービス契約約款に規定する、第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）の利用の開始と同時に第1種契約の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成19年7月31日までに行われた場合には、料金表第2表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
基本工事費		1,000円(1,050円)
交換機等工事費	第1種契約の利用の開始に関する工事の場合	1,000円(1,050円)

附 則（平成19年4月27日BB㊦第700031号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成19年5月8日から実施します。
- 平成19年5月8日から平成19年6月29日までの間に第4種契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始又は種類又は区分の変更等が平成19年7月31日までに行われた場合には、料金表第2表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
基本工事費		1,000円(1,050円)
交換機等工事費	第4種契約の利用の開始に関する工事の場合	3,000円(3,150円)

附 則（平成19年6月14日BB㊦第700149号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成19年6月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年1月15日BB㊦第700453号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成20年1月16日から実施します。
（経過措置）
- この附則の3から5までの料金の適用については、平成20年1月16日から平成20年12月26日までの間に1の者から当社所定の申込書により請求があったものであって当社が承諾したものに限り適用します。
- 当社は、次に掲げる(1)から(4)までの契約を全て当社と締結している場合に限り、その第3種契約に係る利用料金について、料金表第1表の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、料金の適用は1の契約の組み合わせ毎に1の適用とします。
 - 当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第7種契約（カテゴリーSに係るものに限ります。）
 - 当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第1種ホスティング契約（メール・ウェブホスティ

ングサービスのプラン1のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）

(3) 第3種契約（(2)の契約に対応するものに限ります。以下、この附則において同じとします。）

(4) 当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する迷惑メールフィルタリング契約（(2)の契約に対応するものに限ります。）

第3種契約に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン4	1の契約ごとに月額	1,000円（1,050円）
プラン5	1の契約ごとに月額	3,000円（3,150円）
プラン6	1の契約ごとに月額	6,000円（6,300円）

4 当社は、この附則の3に規定する料金額については、この附則の3に掲げる(1)から(4)までの契約に係る全てのサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算してそれらの契約のうち1以上を解除（第1種ホスティング契約の種類の利用の廃止を含みます。）した日を含む料金月まで適用します。ただし、それらの契約について全て同時に申込があった場合であって同時に提供を開始したときのこの附則の3に規定する料金額の起算日については、それらの契約に係るサービスの提供を開始した日とします。

5 当社は、この附則の3に掲げる契約を全て同時に申し込んだ場合であって、当社がその申込を承諾したときは、第3種契約に係る料金表第2表に規定する工事費を適用しません。

6 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成20年1月28日 BBマ第700636号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

2 平成20年2月1日から平成20年4月30日までの間にホスティングサービス（第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7までのものに限ります。）に限ります。）、第2種ホスティングサービス又は第3種ホスティングサービスに限ります。）の契約申込と同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。以下この附則において同じとします。）の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成20年5月30日までに行われるときには、料金表第2表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区 分	
基本工事費	
交換機等工事費	第1種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第2種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第3種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第4種契約の利用の開始に関する工事の場合

3 平成20年2月1日から平成20年4月30日までの間にホスティング契約者（第1種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7までのものに限ります。）に限ります。）、第2種ホスティングサービス又は第3種ホスティングサービスに係る者に限ります。）がウイルスチェック契約の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成20年5月30日までに行われるときには、料金表第2表に規定する工事費のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区 分
基本工事費

交換機等工事費	第1種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第2種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第3種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第4種契約の利用の開始に関する工事の場合

附 則（平成 20 年 3 月 26 日 BBサ第 700596 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の工事費の適用については、次のとおりとします。

(1) 従前の工事費を適用するもの

ア 平成 20 年 3 月 31 日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（(2)に該当する場合を除きます。）

(2) 別に合意した工事費の額を適用するもの

ア 工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

5 BBマ第 700636 号（平成 20 年 1 月 28 日）の附則の 2 の表を次のとおり改めます。

区分	
ネットワーク工事費	第1種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第3種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第4種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第5種契約の利用の開始に関する工事の場合

6 BBマ第 700636 号（平成 20 年 1 月 28 日）の附則の 3 の表を次のとおり改めます。

区分	
ネットワーク工事費	第1種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第3種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第4種契約の利用の開始に関する工事の場合
	第5種契約の利用の開始に関する工事の場合

附 則（平成 20 年 4 月 28 日 BBマ第 700636-1 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 20 年 5 月 1 日から実施します。

2 当社は、BBマ第 700636 号（平成 20 年 1 月 28 日）の附則の 2 中「平成 20 年 4 月 30 日」を「平成 20 年 7 月 31 日」に、「平成 20 年 5 月 30 日」を「平成 20 年 8 月 29 日」に改めます。

附 則（平成 20 年 11 月 28 日 BBマ第 800620 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 4 日から実施します。

2 平成 20 年 12 月 4 日から平成 21 年 5 月 29 日までの間に、当社が定める IP 通信網サービス契約約款

に規定する第1種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものについてはタイプ1のプラン5からプラン7までのものに限り、）又は第3種ホスティングサービスに係る契約の申込み（第1種ホスティングサービスの場合は種類の利用の追加を含みません。）と同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成21年6月30日までに行為される際には、料金表第2表（工事に関する費用（工事費）に規定するネットワーク工事費を適用しません。

- 3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(3)欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則（平成20年12月25日 BBサ第800378号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりBBサ第700453号（平成20年1月15日）の附則の2、3、4及び5が適用されていた契約は、この改正規定実施の日より、それぞれこの改正規定が適用される契約とみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前より、BBサ第700453号（平成20年1月15日）の附則の2、3、4及び5が適用されていた契約に係る料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前より、BBサ第700453号（平成20年1月15日）の附則の2、3、4及び5が適用されていた契約に係る損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

（その他）

- 5 BBサ第700453号（平成20年1月15日）の附則の2、3、4及び5を削除します。

附 則（平成21年1月22日 BBサ第800397号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月26日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のウイルスチェックサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれの同表の右欄のウイルスチェックサービスとみなして取り扱います。

第4種ウイルスチェックサービス	第4種ウイルスチェックサービス
カテゴリー1	
タイプ1	タイプ1
プラン1	プラン1
カテゴリー1	
タイプ1	タイプ1
プラン2	プラン2
カテゴリー1	
タイプ1	タイプ1
プラン3	プラン3

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 5 平成21年1月26日から平成21年5月29日までの間に、第4種ホスティングサービスと同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成21年6月30日までに行為される際には、料金表第

2表（工事に関する費用（工事費）に規定するネットワーク工事費を適用しません。

- 6 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(3)欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則（平成21年6月30日 BBマ第900106号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。
- 2 平成21年7月1日から平成21年12月25日までの間に、第1種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものについてはタイプ1のプラン5からプラン7までのものに限りま
- す。）、第3種ホスティングサービス又は第4種ホスティングサービスに係る契約の申込み（第1種ホスティングサービスの場合は種類の利用の追加を含みません。）と同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成22年1月29日までに行われるときには、料金表第2表（工事に関する費用（工事費）に規定するネットワーク工事費を適用しません。
- 3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(3)欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則（平成22年2月10日 BNS販第900526号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年2月16日から実施します。
- 2 契約者が、平成22年2月16日から平成22年5月31日までの間に、第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限りま
- す。）、第3種ホスティングサービス又は第4種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成22年6月30日までに行われるとき（契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費）に規定するネットワーク工事費を適用しません。
- 3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(3)欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則（平成22年6月28日 BNSネサ第000053号）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年7月31日から実施します。

附 則（平成22年7月1日 BNS販第000233号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。
- 2 契約者が、平成22年8月1日から平成22年12月28日までの間に、第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限りま
- す。）、第3種ホスティングサービス又は第4種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成23年1月31日までに行われるとき（契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費）に規定するネットワーク工事費を適用しません。
- 3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(3)欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則（平成 22 年 12 月 21 日 BNS 販第 000541 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 契約者が、平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に、第 1 種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）又は第 4 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 23 年 7 月 29 日までに行われるとき（契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第 2 表 1（適用）の③欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則（平成 23 年 6 月 17 日 BNS ネサ第 100052 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 6 月 20 日から実施します。

附 則（平成 23 年 7 月 12 日 BNS 販第 100190 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 12 月 28 日までの間に、IP 通信網サービス契約約款に定める第 1 種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）又は第 4 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第 1 種ホスティングサービス又は第 4 種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 24 年 1 月 31 日までに行われるとき（IP 通信網サービス契約約款に定めるホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第 2 表 1（適用）の③欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則（平成 24 年 1 月 28 日 AC ア第 100949 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 6 月 29 日までの間に、IP 通信網サービス契約約款に定める第 4 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第 4 種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約（オンラインスキャンプログラム契約を除きます。）の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 24 年 7 月 31 日までに行われるとき（ウイルスチェック契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第 2 表 1（適用）の③欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則（平成 24 年 2 月 27 日 AC ア第 101187 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 24 年 7 月 26 日 A C ア第 200616 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 12 月 28 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 4 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第 4 種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約(オンラインスキャンプログラム契約を除きます。)の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年 1 月 31 日までに行われるとき(ウイルスチェック契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。)は、料金表第 2 表(工事に関する費用(工事費))に規定するネットワーク工事費を適用しません。
- 3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1 (適用)の③欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則 (平成 25 年 1 月 30 日 A C ア第 201674 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 6 月 28 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 4 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第 4 種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約(オンラインスキャンプログラム契約を除きます。)の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年 7 月 31 日までに行われるとき(ウイルスチェック契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。)は、料金表第 2 表(工事に関する費用(工事費))に規定するネットワーク工事費を適用しません。
- 3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1 (適用)の③欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則 (平成 25 年 5 月 28 日 A C サ第 300258 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 29 日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成 25 年 5 月 29 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 8 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第 8 種ホスティングサービスに係るウイルスチェック契約(オンラインスキャンプログラム契約を除きます。)の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年 10 月 31 日までに行われるとき(ウイルスチェック契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。)は、料金表第 2 表(工事に関する費用(工事費))に規定するネットワーク工事費を適用しません。
- 3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1 (適用)の③欄に規定するウイルスチェックサービスの利用の開始に関する工事における特例は適用しません。

附 則 (平成 26 年 3 月 1 日 A C 企第 300165 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 26 年 5 月 22 日 A C サ第 400223 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種ホスティング契約者、または第 4 種ホスティング契約者の内、メール・ウェブホスティングサービスの利用者から第 8 種ホスティング契約の申込と同時にその第 8 種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 27 年 3 月 31 日までに行われるとき (本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。) は、料金表第 2 表 (工事に関する費用 (工事費)) に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1 (適用) (2) の規定は適用しません。

附 則 (平成 26 年 8 月 1 日 A C サ第 400658 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種ホスティング契約者、または第 4 種ホスティング契約者から第 8 種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 27 年 3 月 31 日までに行われるとき (本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。) は、料金表第 2 表 (工事に関する費用 (工事費)) に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1 (適用) (2) の規定は適用しません。

附 則 (平成 26 年 9 月 30 日 A C サ第 400917 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が改定前の規定により締結している第 3 種契約の内、当社の I P 通信網サービス契約約款に定める第 5 種ホスティングサービス、第 7 種ホスティングサービス若しくは第 8 種ホスティングサービス又は当社以外の事業者が提供するサービス (当社のホスティングサービスと同等と当社が認めたものに限り) の利用開始にあたり、その第 3 種契約に係る電気通信回線設備を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、平成 26 年 10 月 31 日を期限として、その契約に係る取扱いについては、従前のおりとしします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。